

## 鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の寝たきり高齢者等で常時介護を要する状態にある者に対し、寝具の洗濯サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業（以下「事業」という。）を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「寝たきり高齢者等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5と判定された65歳以上の者をいう。

### (利用者の資格)

第3条 事業を利用することができる者は次の要件を満たす在宅の寝たきり高齢者等とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 伝染性疾患患者でない者

### (申請等)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書（様式第1）に同意書（様式第1の2）その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用決定通知書（様式第2）又は鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用却下通知書（様式第3）により申請者に通知するとともに、利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）には、鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯利用券（様式第4）（以下「利用券」という。）を1枚交付するものとする。

3 利用券の有効期限は、当該利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

### (実施の方法)

第5条 事業における寝具の洗濯は、市と委託契約を締結した者（以下「業者」という。）が市長の指示により行う。

### (寝具洗濯サービスの対象)

第6条 寝具洗濯の対象は、寝たきり高齢者等が現に使用している次に掲げるものとする。

- (1) 掛け布団
- (2) 敷布団
- (3) 毛布

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する寝具は、寝具洗濯の対象としないものとする。

- (1) し尿、嘔吐物、血液その他の汚物が付着しているもの
- (2) 感染症の疑いがあるもの
- (3) その他市長が衛生上不適当と認めるもの

(費用負担)

第7条 利用者又は利用者の属する世帯の生計中心者は、事業を利用したときは、別表に定めるところにより、寝具の洗濯に要する費用の一部（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとする。

2 利用者負担額は、利用者又は利用者の属する世帯の生計中心者が直接寝具洗濯を行った業者に支払うものとする。

(資格喪失)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失するものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が伝染性疾患に罹患したとき。
- (3) 利用者が老人福祉施設に入所するとき、又は長期にわたり入院するとき。
- (4) 利用者が第2条に規定する寝たきり高齢者等でなくなったとき。
- (5) 利用者が本市外へ転出したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している者に係る事業の実施については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ桜島町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成12年桜島町告示第7号）、喜入町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成12年喜入町告示第26号）、松元町在宅要援護高齢者等寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成12年松元町告示第13号）、郡山町寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成13年郡山町要綱第20号）の例による。

3 吉田町の編入の日前に同町であった区域に住所を有している者については、平成17年3月31日までの間は、この要綱の規定は適用しない。

(経過措置)

4 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書を提出した者について適用し、同日前に鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書を提出した者については、なお従前の例による。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

- 5 平成30年9月30日において生活保護受給者であった者で、同年10月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から当分の間、利用者負担額は、無料とする。

(令和6年度分及び令和7年度分の市町村民税の特別税額控除の適用)

- 6 第7条に規定する利用者負担額は、令和6年度分及び令和7年度分に限り、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第5条の8第4項及び第5条の12第3項により控除した生計中心者の当該年度分(4月1日から6月30日までの間に申請がなされたものにあつては前年度分)の市町村民税額所得割額をもって決定した額とする。

(令和7年度の利用者負担額に関する特例)

- 7 令和8年1月1日から同年3月31日までの間に事業を利用する者に係る利用者負担額の算定における別表の規定の適用については、同表中「費用の1割」とあるのは「385円」と、「費用の3割」とあるのは「1,155円」と、「費用の5割」とあるのは「1,925円」とする。

付 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の市町村民税非課税世帯又は 生計中心者の市町村民税所得割額が10,000円以下の世帯	0円
C	生計中心者の市町村民税所得割額が10,001円以上30,000円 以下の世帯	費用の1割
D	生計中心者の市町村民税所得割額が30,001円以上100,000円 以下の世帯	費用の3割
E	生計中心者の市町村民税所得割額が100,001円以上の世帯	費用の5割

備考：利用者負担額は、生計中心者の当該年度分（4月1日から6月30日までの間に申請がなされたものにあつては前年度分）の市町村民税額をもって上記の表により決定する。